

調停申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会会長 様

申請者 A産業労働組合  
代表者職氏名 執行委員長 甲野太郎

下記のとおり調停を申請します。

記

関係当事者				
組合	名称	A産業労働組合		
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	代表者職氏名	執行委員長 甲野太郎		
	組合員数	男 30人、女 10人 計40人		
	結成年月	昭和35年2月	直接上部団体	〇〇〇〇
	組合系統	連合・全労連・その他	なし	協約の有無 有・無
使用者	名称	A産業株式会社		
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	代表者職氏名	代表取締役社長 乙野次郎		
	従業員数	男35人、女11人 計46人		
	事業の種類	〇〇業		
	資本金	3,000万円	設立年月	昭和30年11月
関係事業所の名称及び所在地		なし		
地労委によるあつせん・調停例の有無		有( 回) ・ 無		
公益・非公益の別		公益 ・ 非公益		

## 1 調停事項

(1) 賃金差別

(2) 団体交渉拒否、不誠実団交

## 2 申請に至るまでの交渉経過

〇〇月〇〇日 山口地裁に賃金差別是正を求めて提訴（組合役員5名）

〇〇月〇〇日 賃金差別の是正を求めて、団体交渉の申入れ

〇〇月〇〇日

～〇〇月〇〇日 6回の団体交渉を行ったが、使用者側の不誠実な対応で、具体的な内容の交渉は進展しない。

〇〇月〇〇日以降は、団交拒否の状態にある。

## 3 労使の主張の要旨

(組合)

(1) 組合員を狙った賃金差別を一方的に行い、組合の再三にわたる是正要求にもかかわらず、使用者側は耳を傾けようとしない。そのため、組合員が安心して働ける職場環境が損なわれている。

(2) 使用者側は、労働組合の存在を認めず、団体交渉の申入れに対しても誠実に対応しようとしらない。

(使用者)

(1) 賃金差別問題は、現在、裁判で争っているところであり、労働委員会の調停になじまない。

(2) 団体交渉の場では、組合役員が経営者に対し、罵詈雑言を吐くなど誹謗・中傷を繰り返し、正常な団体交渉ができる状況にない。

## 4 争議行為を伴っている場合はその概況

なし

## 5 労働協約の定めに基づく当事者の一方からの申請である場合は、その関係条文

なし